

○群馬県警察の射撃場の管理及び使用に関する訓令

平成 23 年 3 月 2 日

本部訓令甲第 4 号

群馬県警察の射撃場の管理及び使用に関する訓令を次のように定める。

群馬県警察の射撃場の管理及び使用に関する訓令

群馬県警察学校射撃場の管理および使用に関する訓令（昭和 43 年群馬県警察本部訓令甲第 23 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、群馬県警察の射撃場（以下「射撃場」という。）の管理及び使用に関し必要な事項を定めるものとする。

（管理責任者）

第 2 条 次の各号に掲げる射撃場に射撃場管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、それぞれ当該各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 警察学校に設置された射撃場 警察学校長
- (2) 警察署に設置された射撃場 当該警察署の警察署長

2 管理責任者は、射撃場の施設及び附属備品類の維持及び管理に当たるものとする。

（管理補助者）

第 3 条 管理責任者を補佐し、射撃場の管理及び使用に関する事務を処理するため、次の各号に掲げる射撃場に射撃場管理補助者（以下「管理補助者」という。）を置き、それぞれ当該各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 警察学校に設置された射撃場 警察学校副校長
- (2) 警察署に設置された射撃場 当該警察署の副署長

2 管理補助者は、次に掲げるところにより、射撃場の適正な管理に当たらなければならない。

- (1) 射撃場の施設全般について、常に異常の有無を点検し、故障を発見した場合は、直ちに、補修すること。ただし、故障の状況により直ちに修理することができないときは、速やかに、管理責任者に報告し、指示を受けること。
- (2) 標的紙、標的台紙及び標的枠の取扱いに当たっては、破損し、又は汚損しないように注意すること。
- (3) 附属備品及び訓練用具は、鍵のかかる倉庫に保管し、倉庫の鍵を保管すること。

（射撃場の使用）

第 4 条 訓練責任者（警察官けん銃使用及び取扱いに関する訓令（平成 13 年群馬県警察本部訓令甲第 10 号）第 20 条に規定する訓練責任者をいう。）は、その射撃訓練における訓練立会責任者（以下「立会責任者」という。）を定め、あらかじめ、使用の日時、人員並びに立会責任者の所属、官職及び氏名を管理責任者に申し出て、管理責任者の承認を受けなければならない。

(立会責任者)

第5条 立会責任者は、射撃場使用についての責めに任じ、常に適切な指揮を行うとともに、不慮の事故が発生しないよう細心の注意を払わなければならない。

2 立会責任者は、射撃場の使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 訓練開始に当たっては、射撃場施設の異常の有無を確認すること。
- (2) 射撃訓練中は、所定の場所に射撃中であることを表示すること。
- (3) 標的枠に取り付けた標的紙以外に向かっては、絶対に発砲させないこと。
- (4) 訓練終了後は、射撃場施設及び附属備品類の異常の有無を確認するとともに、射撃場を整理し、及び清掃すること。

(訓練中の遵守事項)

第6条 射撃場において訓練中の職員（以下「訓練員」という。）は、拳銃の安全規則を遵守するほか、立会責任者の指揮命令に従って行動しなければならない。

(報告)

第7条 立会責任者は、訓練終了後、管理責任者に対し、射撃場使用簿（別記様式）に必要な事項を記入して提出し、異常の有無を報告しなければならない。

(記録)

第8条 管理責任者は、射撃場の施設及び附属備品類の維持及び管理について必要な事項を記録しておかななければならない。

(細目の制定)

第9条 管理責任者は、この訓令に定めるもののほか、射撃場の管理及び使用に関する細目的事項を定めることができる。

附 則

この訓令は、平成23年3月7日から施行する。

別記様式省略